

## 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等の取扱いについて

このたび台風第15号等に伴う風水害により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

当健保組合では被災状況等にかんがみ、被災者世帯の健康保険被保険者及び被扶養者に係る一部負担金等に係る取扱いについて、災害救助法に則り被害状況に応じて下記のとおり対応いたします。別紙の適用地域をご参照いただき、該当される場合は、下記までご連絡ください。ご連絡いただいた内容に応じて手続きをご案内いたします。（国が指定する適用地域は随時更新されます）

### 【一部負担金の減免】

- ア. 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね3分の1以上である損害（別表参照）
  - イ. その他アに類する財産上又は身体上の損害
- 上記ア又はイに該当する場合は、医療機関等窓口における一部負担金の減免を受けることができます。（市町村の証明を添付して健保組合へ申請が必要）

### 【保険証について】

マイナ保険証等の紛失により医療機関等に提示できない場合は、次の事項を申し出ることによって保険診療を受けられます。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先電話番号
- ④ 勤務する事業所名

※マイナ保険証（マイナンバーカード）の再交付はお住いの市区町村窓口にて手続きをお願いします。

※健康保険資格確認書の再交付は事業所を通じて手続きをお願いいたします。

### 【ご連絡先】

大王製紙健康保険組合 総務課 TEL：0896-24-5055（担当：宮崎・徳増）

e-mail: ara005@daiogroup.com

以上



9月5日 19時 30分公表

令和7年9月5日  
内閣府政策統括官（防災担当）

## 令和7年台風第15号等に伴う災害に係る 災害救助法の適用について【第2報】

### 1. 災害の概要

令和7年台風第15号等に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は9市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【静岡県】 静岡市 （しずおかし） 伊東市 （いとうし） 島田市 （しまだし） 焼津市 （やいづし） 掛川市 （かけがわし） 藤枝市 （ふじえだし） 御前崎市 （おまえざきし） 菊川市 （きくがわし） 牧之原市 （まきのはらし） 榛原郡吉田町 （はいばらぐんよしだちょう）	9月5日	令和7年台風第15号等に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、新野、阿部、池沼、田村

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

## ■ 災害が発生した場合の対応



## ■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。  
(法第2条第1項)
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

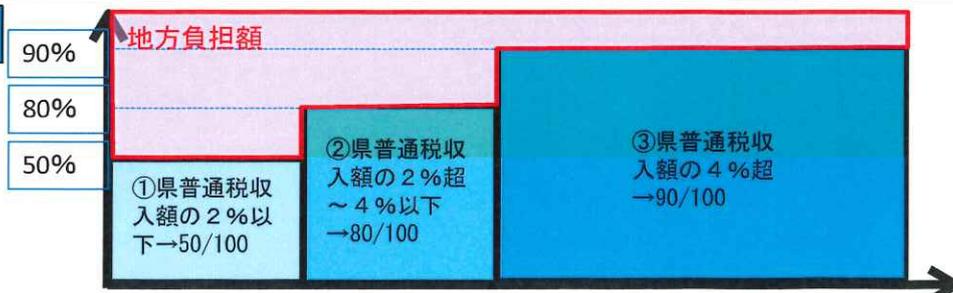
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	<b>救助の実施主体</b> （法2条） (救助実施の区域を除く（法2条の2）)
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の捜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

## 3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

(別 表)

「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号  
内閣府政策統括官(防災担当)通知」に規定する被害の認定基準による住家全壊及び住家  
半壊

住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家に延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。